

原議保存期間5年
(平成29年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁内備企発第71号、内総発第47号
内地発第69号、内情企発第73号
平成23年10月17日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁情報通信局長

自然災害発生時におけるヘリテレ映像の報道機関への提供について(通達)
都道府県警察が自然災害発生時にヘリコプターテレビシステムにより撮影した映像(以下「ヘリテレ映像」という。)について、災害警備活動に対する国民の理解を促進する観点から、今後、下記のとおり、都道府県警察において、報道機関に提供できることとするので、積極的に対応されたい。

記

1 本通達の対象

本通達により提供できることとするヘリテレ映像は、自然災害発生時において、警察用航空機が管轄区域内の被災状況や警察の災害警備活動を撮影した映像とする。

2 運用体制

- (1) ヘリテレ映像の報道機関への提供については、警視総監及び道府県警察本部長の指揮の下、警視庁警備部長及び道府県警察本部警備部長がこれを主管することとし、警察用航空機を運用する地域部門、ヘリテレ映像関連機器の維持・管理を行う情報通信部門、広報を担当する総務部門等と緊密な連携を図ることとする。
- (2) 警備部門は、ヘリテレ映像の提供に当たって必要となる映像の録画、編集、点検、提供等の業務を主体的に行うこととし、必要に応じて、関係部門に協力を求めることとする。
- (3) 都道府県警察に応援派遣された航空機が撮影したヘリテレ映像については、提供方法について派遣元と派遣先の都道府県警察の間で協議するものとする。
- (4) 本通達に基づきヘリテレ映像を提供する際は、本通達に特段の定めがある

場合を除き、警察庁と事前に協議を行うことは不要であるが、提供することとした場合は、その旨を速やかに警察庁に報告をすることとする。

3 ヘリテレ映像の提供方法

(1) ヘリテレ映像の提供先は、原則として日本新聞協会又は日本民間放送連盟に加盟する報道機関とし、その他の報道機関については、提供の都度、事前に警察庁との協議を行うこととする。また、各報道機関からの要請に応じて個別に映像を提供するか、又は都道府県警察記者クラブ加盟社等に対して映像を一斉に提供するかは、事案により都道府県警察が個別に判断する。

(2) 提供するヘリテレ映像は、プライバシーの保護や警察活動における保秘の観点から、次の要件を満たさなければならない。この場合において、消音措置や、プライバシーの保護及び警察活動に支障を来すおそれのある部分の修正・編集作業については、警察本部自らが行うものとする。ただし、その内容に応じ報道機関に委託しても差し支えないと認められるものの処理については、警察本部が消音措置を講じた上で、報道機関にこれを委託して行わせることも可能とする。

録画したものに限ること（ライブ映像の送信は行わないこと。）。

音声を含まないこと。

警察職員その他災害対策に従事する者以外の人物を特定できないこと。

警衛、警護、犯罪捜査その他の警察活動に支障を来すおそれのある映像が含まれていないこと。

地域住民のプライバシーへの配慮を欠くものでないこと。

(3) ヘリテレ映像を提供するに当たっては、報道機関が次に掲げる事項を遵守することを条件とする。

販売、宣伝その他報道以外の目的でヘリテレ映像を利用しないこと。

当該報道機関以外の者に無断でヘリテレ映像を提供しないこと。

映像を利用する際には、撮影をした都道府県警察の名称をテロップ又はキャプションにより明示すること。

映像の著作権は、撮影をした都道府県警察に属すること。

(4) ヘリテレ映像は、DVD等の外部記録媒体により報道機関へ提供し、用済み後は、当該外部記録媒体を警察本部に返却させ、処分することとする。この場合において、当該外部記録媒体については、都道府県警察における情報セキュリティに関する要領に従って、一連番号の付与、持ち出しの許可、簿冊への記載その他の処理を適正に行わなければならない。

(5) (2)の要件を満たさない映像が放映された場合、報道機関が(3)の条件を遵

守しない場合その他本通達の趣旨に反する事案が発生した場合においては、その旨を速やかに警察庁に報告することとする。